

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年2月27日付「保医発0227第6号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記の項目につき検体検査実施料が令和8年3月1日より適用されましたので、ご案内申し上げます。

敬白

## 記

## 1. 新規収載

保医発0227第6号 (R8.2.27)

—令和8年3月1日より適用—

項目名	実施料 (区分)	判断料	備考
HER2遺伝子検査 (大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの)	2,500点 D006-27	遺伝子関連・染色体検査 100点	注1) 検討中
ESR1遺伝子検査 (乳癌に係るもの)	2,500点 D006-27	遺伝子関連・染色体検査 100点	注2) 検討中

D006-27 悪性腫瘍遺伝子検査 (血液・血漿)

注1) HER2遺伝子検査 (大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの) は、大腸癌及び肺癌以外の固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2遺伝子検査 (大腸癌に係るもの) の所定点数を準用して算定する。

注2) ESR1遺伝子検査 (乳癌に係るもの) は、乳癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2遺伝子検査 (大腸癌に係るもの) の所定点数を準用して算定する。

## 2. 留意事項の一部変更

保医発0227第6号 (R8.2.27)

—令和8年3月1日より適用—

項目名	実施料 (区分)	判断料	備考
がんゲノムプロファイリング検査	44,000点 D006-19	遺伝子関連・染色体検査 100点	注) 検討中

下線部が追加されました。

注) (6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

ア～コ (略)

**サ 固形癌におけるHER2遺伝子検査**

**シ 乳癌におけるESR1遺伝子検査**

以上

\* 収載項目についての詳細は担当営業部員または下記へお問合せ下さい。

インフォメーション：029-837-2721(代)

2026-B-002



Android用



iOS用

⇨ 総合検査案内アプリは  
こちらから